

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宝塚市長 山崎 晴恵

市町村名 (市町村コード)	宝塚市 (214)
地域名 (地域内農業集落名)	中部
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月6日 (第 3 回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

農地所有者は高齢化が進行しており、将来を見据えた担い手の確保が必要となっている。ほ場整備がされていない農地や鳥獣被害が発生している農地などの条件の悪い土地で営農が難しく、耕作をしていない農地も点在しており、将来に向けて効率的な営農を行っていくことが課題となっている。農地や水路、ため池の管理など負担が大きくなっており、農業機材や農薬・肥料の調達費も高騰しており、農業機械の共同化などが地域の課題となっている。鳥獣被害対策では、シカ柵が一定整備しており、継続的な管理・補修が必要となっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

個人販売などにより米を中心に継続するとともに、新規就農者などは野菜を中心に生産する。米などの評価されている作物のブランド化、体験型農園を検討する。獣害の少ない作物に関する情報を共有し、その作物の生産を検討する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	27 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

区域は大字大原野のうち中部地区を基本とするが、中部農会員が面的に耕作している他地区の農地は本計画区域内とし、他地区の農業者が面的に耕作している農地については本計画区域外とする。農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
耕作ができなくなった場合は、作業委託など農会に相談し、農会が集積・集団化に向けた調整する仕組みを検討する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
ため池など、必要に応じて改修を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
社会福祉法人との農副連携を継続するとともに、新たな耕作者の受け入れ可能な農地を把握する仕組みを検討する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
随時情報収集し、検討する。。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策は侵入防止柵を設置し、補修・維持管理の継続に取り組む。
- ③効率的に農業が行えるように、GISの活用や無人化・機械化を検討する。
- ⑦水路・農道等の維持管理、除草作業など共同で行い、農地の保全管理に取り組む。